



令和 3 年度予算概算決定概要 (参考資料)

- P 1 : 被災者支援総合交付金 <復興庁>
- P 2 : 地域医療再生基金 <厚生労働省>
- P 3 : 東日本大震災の災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業 <国土交通省>
- P 4 : 復興水産加工業等販路回復促進事業 <農林水産省>
- P 5 : 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 <経済産業省>
- P 6 : 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 <経済産業省>
- P 7 : 原子力災害被災 12 市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化 <農林水産省>
- P 8 : 帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備 <復興庁・環境省>
- P 9 : 福島再生加速化交付金 <復興庁>
- P 10 : 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 <復興庁>
- P 11 : 中間貯蔵施設の整備等 <環境省>
- P 12 : 放射性物質汚染廃棄物処理事業 <環境省>
- P 13 : 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 <環境省>
- P 14 : 風評払拭・リスクコミュニケーションの強化 <復興庁等>
- P 15 : 福島イノベーション・コースト構想関連事業 <経済産業省・農林水産省>
- P 16 : 国際教育研究拠点基本構想策定等事業費 <復興庁>
- P 17 : 福島県高付加価値産地展開支援事業 <農林水産省>

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和3年度概算決定額 **125億円**【復興】
（令和2年度予算額 155億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和3年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・県外避難者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

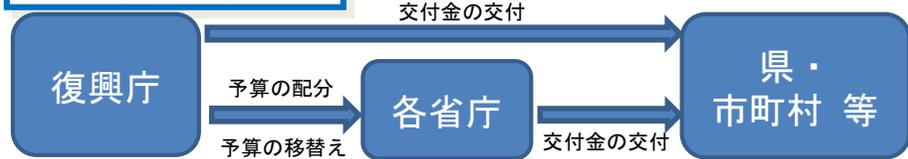
V. 被災者の心のケア支援

- ⑤被災者の心のケア支援事業

VI. 子どもに対する支援

- ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

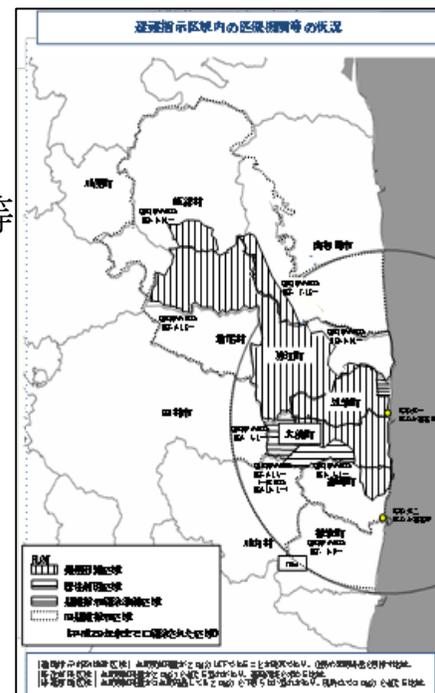
被災地域における地域医療の再生支援（地域医療再生基金）

事業目的・課題

- 東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、医療従事者を含む地域住民が福島県外に流出する中、福島県の避難指示解除準備区域等の避難指示解除後の住民の帰還を促進するためには、医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は重要な課題である。
- 住民が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、双葉郡等地域において周辺地域の医療機関等と連携した救急医療体制等の確保も重要な課題である。
- 医療人材が著しく不足している状況にある中、継続的に医療従事者を確保していくためには、浜通り地方を中心とした原子力災害被災地域の医療従事者の養成・確保等を図る必要がある。

事業概要

- **医療機関の再生等支援**
 - ・ 避難指示が解除された区域等において再開・新設する医療機関に対する施設・設備整備、運営の支援
 - ・ 二次救急医療機関として「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営 等
- **避難先地域等の医療提供体制の支援**
 - ・ 避難指示区域で勤務していた医療従事者等を受け入れている浜通り地方の避難先地域の医療機関に対する運営の支援
 - ・ 避難先地域の復興公営住宅敷地内に整備する診療所の運営の支援 等
- **医師の育成・資質向上・確保定着支援及び県内外からの医療従事者の確保支援**
 - ・ 双葉郡等地域の医療機関が医療従事者確保のために取り組む事業の支援
 - ・ 双葉郡等地域で勤務を希望する県外医師を招へいするための活動の支援
 - ・ 双葉郡等地域の医療従事者の離職防止対策に対する支援 等



・特別家賃低減事業、家賃低廉化事業について、新たな補助制度を創設し（復興庁予算）、引き続き実施する。

背景

- ・東日本大震災の災害公営住宅に対する特別家賃低減事業、家賃低廉化事業については、復興交付金により実施してきたが、復興交付金は令和2年度末に廃止予定。
- ・復興・創生期間後の基本方針において、これらの事業は、①別の補助に移行した上で引き続き支援すること、②管理開始時期が異なる被災地方公共団体間の公平性等を踏まえながら適切に支援水準の見直しを行うこと、等とされた。

概要

復興・創生期間後の基本方針を踏まえ、以下のとおり実施する。

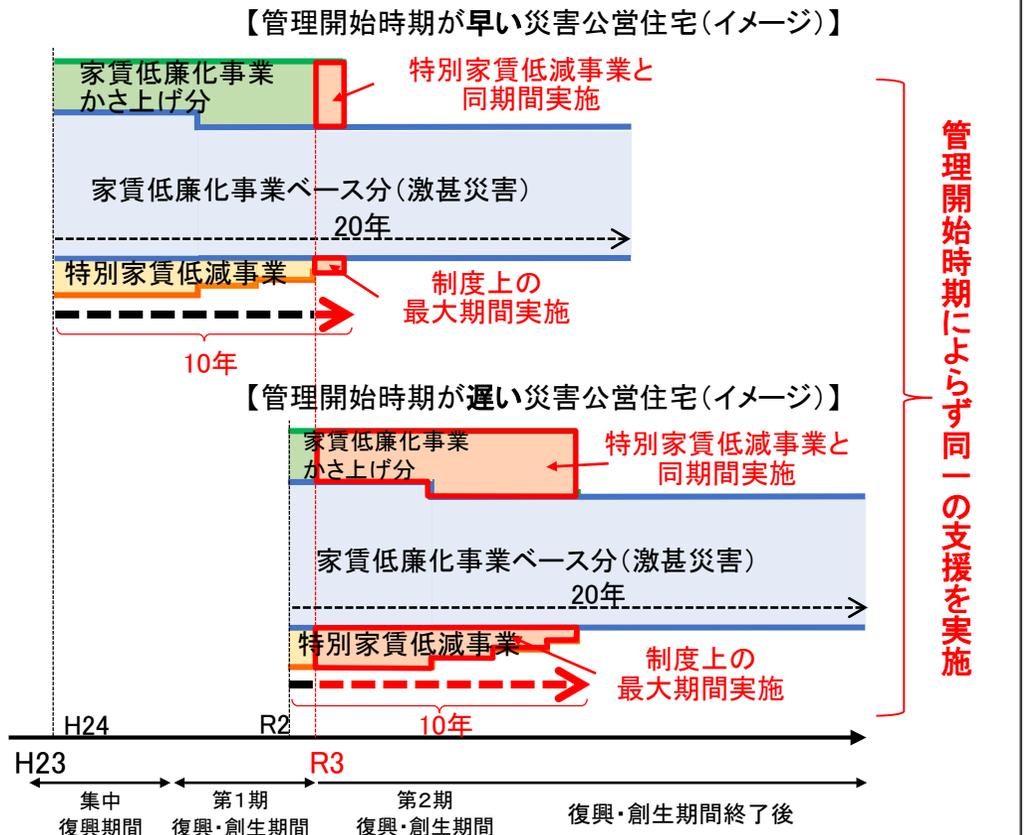
1. 特別家賃低減事業

- ・制度上の最大期間（団地毎に管理開始から10年間）実施。
- ・補助率：3 / 4

2. 家賃低廉化事業

- ・法定の補助率について、最大20年間実施。
- ・かさ上げ分について、被災地方公共団体間の公平性等を踏まえ、特別家賃低減事業と同期間実施。
- ・補助率：7 / 8（管理開始から1～5年目）
5 / 6（" 6～10年目）
2 / 3（" 11～20年目）※

※当該災害公営住宅の建設等に必要となる土地の所有権等を新たに取得した場合



復興水産加工業等販路回復促進事業

【令和3年度予算概算決定額 1,115 (1,182) 百万円】

<対策のポイント>

被災地の水産加工業の販路回復等のため、水産加工・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援します。

<事業目標>

- 我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 復興水産加工業等販路回復促進指導事業

- 販路回復等に向けた個別指導経費、セミナー開催経費等を支援します。また、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援します。

2. 水産加工業等販路回復取組支援事業

- 個別指導を踏まえた取組に必要な加工機器整備費、放射能測定機器導入費、マーケティング経費等を支援します。

3. 加工原料等の安定確保取組支援事業

- 被災地において加工原料を確保するため遠隔地から調達する際の運賃の掛かり増し経費の一部等を支援します。

1. 復興水産加工業等販路回復促進指導事業



講習会・セミナーの開催等を支援。(定額)

2. 水産加工業等販路回復取組支援事業



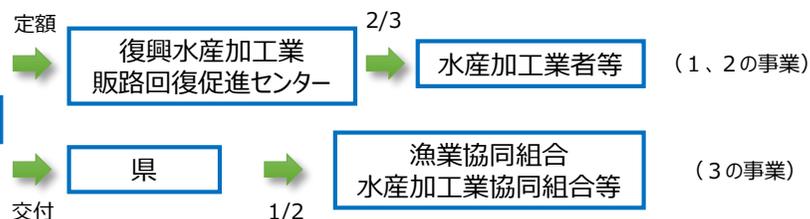
「復興水産販路回復アドバイザー」による個別指導を踏まえて、機器整備費等を支援。(2/3以内)

3. 加工原料等の安定確保取組支援事業



加工原料の輸送費、製氷購入費及び共通デザイン開発費等を支援。(1/2以内)

<事業の流れ>



原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

令和3年度予算案額 43.9億円（15.8億円）

福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室
03-3501-1356
福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室
03-3501-8574

事業の内容

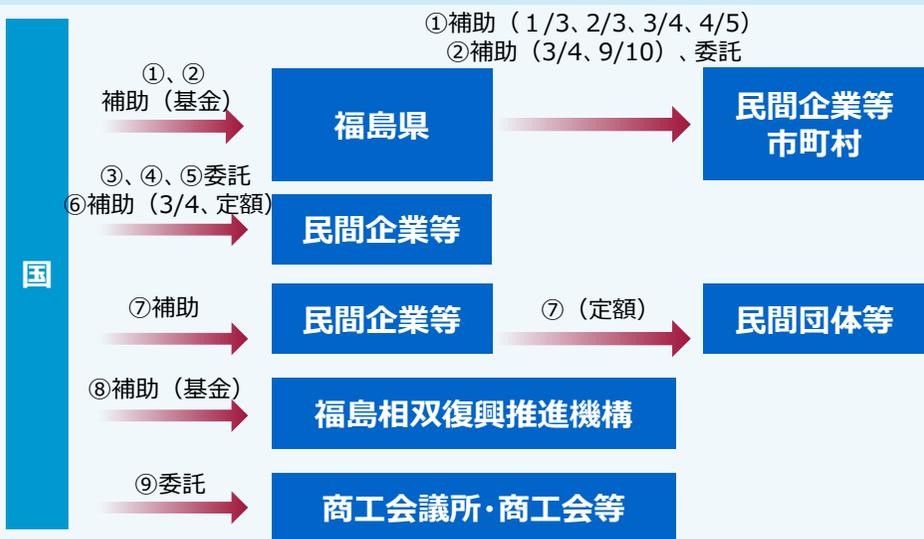
事業目的・概要

- 避難指示等の対象となった被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。
- そのため、設備投資・人材確保・商圈の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援の実施、域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行います。

成果目標

- これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興、地元経済の復興を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業再開等の支援及び事業継続に向けた経営力強化の促進

① 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金】

事業者の事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助します。
＜制度要求＞ ア)基金期限の延長、イ) 帰還困難区域となった地域での事業再開を対象とした補助率・上限額の拡充、ウ) 創業者等を対象とした事業との一体的な運用等

② 事業再開・帰還促進交付金【基金・積増し】

被災12市町村による需要喚起の取組を支援します。
＜制度要求＞ ア) 基金期限の延長、イ) ①来訪者による地元での消費喚起の促進を図る事業、②交流人口拡大に資するコンテンツ開発の促進を図るための支援を追加

③ 人材マッチングによる人材確保支援事業【委託・継続】

事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援します。

④ 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【委託・継続】

事業者の販路開拓・商圈拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援します。

⑤ 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託・継続】

被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行います。

⑥ 輸送等手段の確保支援事業【補助・継続】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援します。
＜制度要求＞ 広域的な生活関連サービスの提供の実態等を踏まえて補助単価を見直し

⑦ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助・継続】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援します。

支援体制の整備

⑧ 官民合同チーム専門家支援事業【基金・積増し】

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援をします。
＜制度要求＞ 基金期限の延長

⑨ 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託・継続】

事業者支援・経済復興を広域的に進めるための支援体制の構築を図ります。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和3年度予算案額 215.1億円（－）

事業の内容

事業目的・概要

● 東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

基金総額

● 888億円（H28年度:320億、H29年度:185億、H30年度:80億、R1年度:88億、R3年度:215億）

対象地域	I 製造・サービス業等立地支援事業 ①12市町村の避難指示解除区域等 ② 1) 浜通り等15市町村 2) 12市町村の避難指示解除区域等 II 商業施設等立地支援事業 12市町村の避難指示解除区域等
対象経費	用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等
交付要件	①投資額に応じた一定の雇用の創出 ②地元への経済効果の創出（雇用要件緩和）
実施期限	申請期限: R3年度末まで / 運用期限: R5年度末まで

成果目標

● 被災者の「働く場」を確保し生活基盤を取り戻すため、企業立地を推進し、自立・帰還を加速させることで、雇用創出及び産業集積、商業回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I 製造・サービス業等立地支援事業

● 対象業種：

- ①：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等
- ②：1) 福島イノベーション・コースト構想の重点分野

※①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙

2) 全業種

● 対象施設：

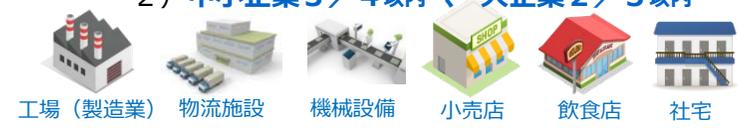
工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設等

● 補助率：①

中小企業 3 / 4 以内、大企業 2 / 3 以内

② 1) 中小企業 4 / 5 以内、大企業 3 / 4 以内

2) 中小企業 3 / 4 以内、大企業 2 / 3 以内



II 商業施設等立地支援事業

● 対象施設：商業施設（①公設型、②民設共同型）

● 補助率：避難指示区域、避難解除区域等

自治体、民間事業者等 3 / 4 以内



原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【令和3年度予算概算決定額 123百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

- 福島県の原子力災害被災12市町村においては、営農再開に向けた取組が進められているところですが、住民の帰還率が低いため、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。
- こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等**に対して協力金を交付します。

<政策目標>

原子力災害被災12市町村において営農が休止されている農地のうち、令和7年度までに**農地面積6割の営農再開**を図る。

<事業の内容>

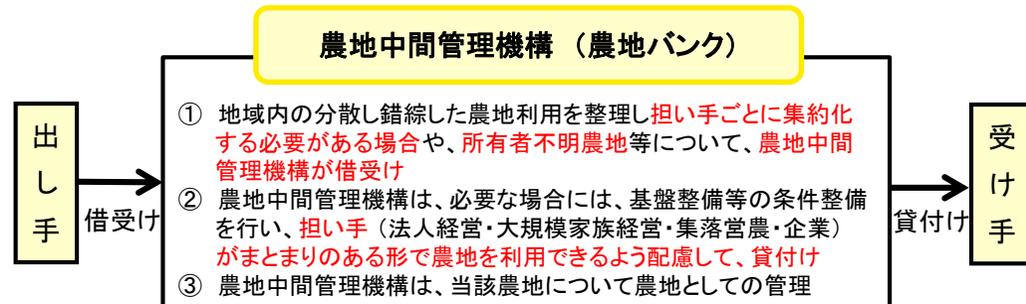
<事業イメージ>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業 66百万円

- 福島県の原子力災害被災12市町村の農地集積・集約を推進するため、農地バンクが農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業推進費（現地コーディネーターの配置）を支援します。
現地コーディネーター12名の配置及び活動経費に係る国の補助率については、定額（10/10）とします。

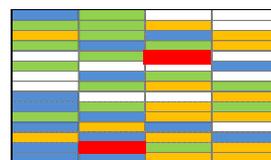
2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業 58百万円

- 福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いによりまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。



<農地の集積・集約化（イメージ）>

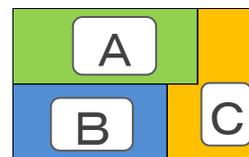
地域内の分散・錯綜した農地利用



■：所有者不明農地

営農再開の加速化

農地の集積・集約化でコスト削減



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

- ・ 原子力災害被災12市町村の対象地域について、中山間地域の交付要件（最低機構活用率4%超）を適用するとともに、交付単価に0.3万円/10aを加算。

【経営転換協力金】

- ・ 令和7年度まで交付単価を据え置き（1.5万円/10a、上限額50万円/1戸）。

帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

- 帰還困難区域を抱える自治体が策定し、政府が認定した計画に基づき、**特定復興再生拠点内のインフラ整備や除染・家屋解体等を実施。**

背景・現状

- 帰還困難区域の復興及び再生に関する制度が、福島復興再生特別措置法改正で創設された。
(平成29年5月19日施行)
- 具体的には、市町村が、帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域を設定し、復興再生計画を策定。国の認定を受け、生活環境等のインフラ整備や、除染・家屋解体等を実施し、新しい街づくりを進める。
- 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の復興再生計画を認定済み。

(例) 双葉町の特定復興再生拠点区域



<計画が認定された区域の規模>

双葉町：約555ha、大熊町：約860ha
浪江町：約661ha、富岡町：約390ha
飯舘村：約186ha、葛尾村：約95ha

事業概要

①インフラ整備

【福島再生加速化交付金】（復興庁）

R3予算（案）額：721億円の内数

県及び市町村が、国の補助事業として、例えば

- ・一団地の復興拠点整備事業
 - ・水道施設整備事業
- 等を実施

②除染・家屋解体等

【特定復興再生拠点整備事業】（環境省）

R3予算（案）額：637億円

国の直轄事業として、計画に定められた区域の除染や、家屋解体等を行う。

福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）

令和3年度概算決定額 721億円【復興】

（令和2年度予算額791億円）

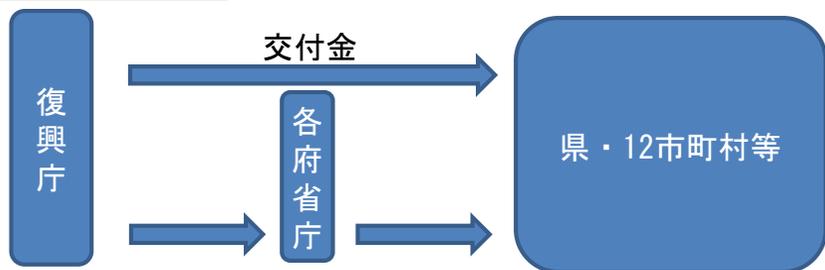
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める。
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応及び新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、早期帰還のための生活環境向上や生活拠点の整備及び、新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策を一括して支援することにより、福島の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）

(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村への早期帰還・移住・定住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備、農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（プレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）に対する支援
既存ストック活用まちづくり支援	既存ストック（空き地・空き家等）を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費（復興庁原子力災害復興班）

令和3年度概算決定額 **91億円**【復興】
（令和2年度予算額 94億円）

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施。
- 原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。
- 「復興・創生期間」後における基本方針（抄）
 - Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針
 - （2）原子力災害被災地域
 - ③ 帰還・移住等の促進、生活再建等
 - ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。フォローアップ除染やリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

事業イメージ・具体例

- （1）対象区域
 - ・ 原子力被災12市町村 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
- （2）実施事業の例
 - ① 生活環境の改善のための取組
 - ★ 公共施設・公益的施設の機能回復
施設の清掃・修繕（消耗品の交換を含む） 等
 - ② 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 喪失した生活基盤施設の代替・補完
医療・介護サービス提供支援、交通支援 等
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持・確保
住民への情報提供、被災者の交流事業 等
 - ③ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等
 - ★ 荒廃抑制・保全対策
火災防止のための除草、防犯パトロール
鳥獣被害対策 等
 - ★ 住民の一時帰宅支援
バス等の運行、仮設トイレの設置 等

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害の被災市町村の生活環境の改善、帰還の支援、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しする。



【令和3年度予算(案) 187,241百万円(402,490百万円)】

中間貯蔵施設の整備等を行います。

1. 事業目的 福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

2. 事業内容

令和3年度末までに、福島県内に仮置きされている除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を除く)のおおむね搬入完了を目指しており、引き続き、必要となる中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の輸送を実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業等を実施する。

<主な内訳>

- ・中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 99億円
- ・中間貯蔵施設の建設、管理運営、除去土壌等の輸送等 1,609億円
- ・県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 162億円
- ・関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 2億円

3. 事業スキーム

事業形態	請負事業、委託事業
請負、委託先	民間事業者・団体等
実施期間	平成23年度～

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設の整備

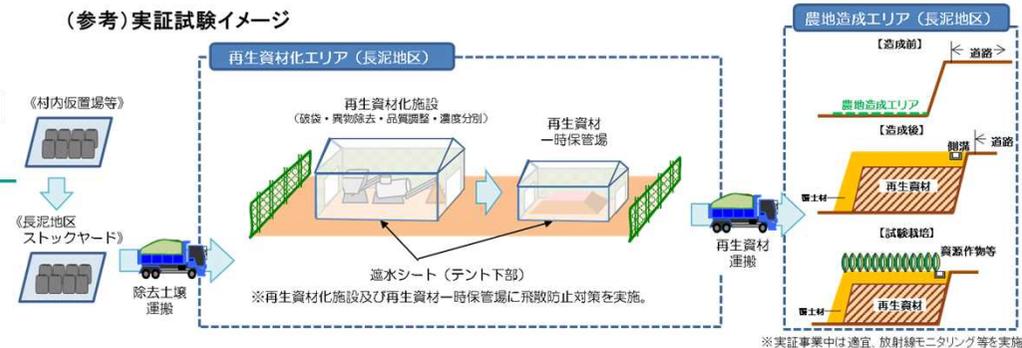


輸送車両の走行状況



再生利用の実証事業

(参考)実証試験イメージ





【令和3年度予算(案) 76,797百万円(105,924百万円)】

放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物(対策地域内廃棄物及び指定廃棄物)等の処理を着実に推進する。

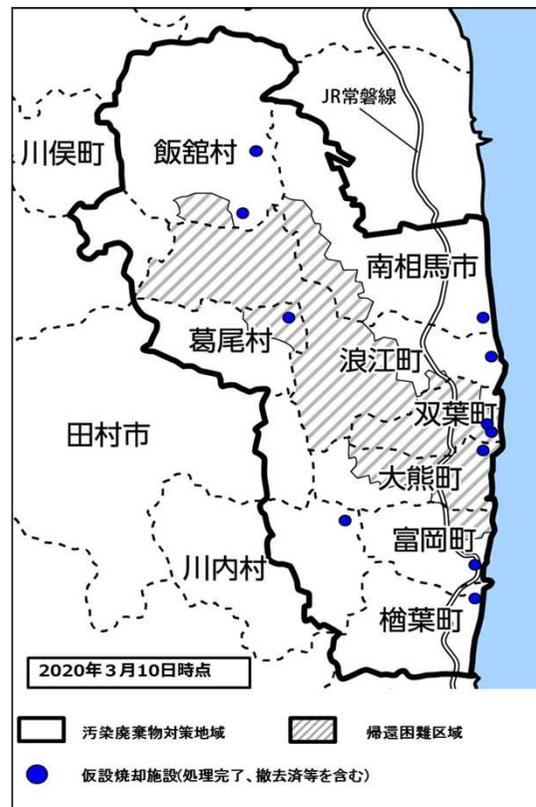
2. 事業内容

対策地域内廃棄物の処理	90億円
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。	
指定廃棄物の処理	268億円
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。	
特定廃棄物の埋立処分	392億円
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。	
農林業系廃棄物の処理	13億円
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。	
廃棄物処理施設モニタリング	5億円
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。	

3. 事業スキーム

事業形態	請負事業(対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理・埋立処分) 直接補助事業(農林業系廃棄物等・廃棄物処理施設モニタリング)
実施期間	平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



浪江町
仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分場



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)



面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な処理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染終了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等

19,133百万円(45,978百万円)

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する

財政措置

6,131百万円(10,636百万円)

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

(参考)

令和2年3月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,300箇所のうち約800箇所余りが搬出完了。令和3年度末までにおおむね搬出完了することを目指し、その間の仮置場の適正な管理及び搬出後の原状回復を実施。

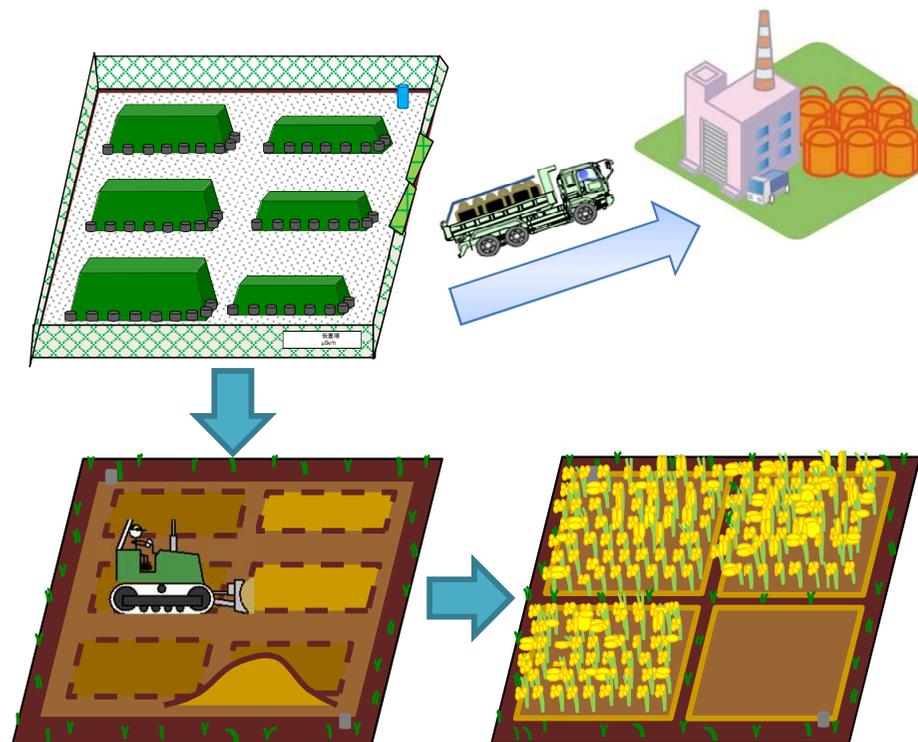
3. 事業スキーム

事業形態 請負事業 / 直接補助事業 / 直接補助事業(基金)

請負補助対象 民間事業者 / 地方自治体 / 福島県

実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

○ 今なお残る科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれのない偏見・差別の解消に向け、「**風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略**」に基づき、関係府省庁が連携して広く国民に対して**情報発信**を実施。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

I「知ってもらう」、II「食べてもらう」、III「来てもらう」の3つの視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示。

⇒ **本戦略の具体化に向け、関係府省庁において引き続き工夫を凝らした情報発信等を実施。**

また、平成31年4月に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、関係府省庁の取組のフォローアップを行うとともに、**本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求などを復興大臣から関係府省庁へ指示。**

I「知ってもらう」

II「食べてもらう」

III「来てもらう」

対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児及び児童生徒の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国要人及び外国プレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品等の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策
指示事項	・福島県の復興の現状や放射線の基本的事項等について、国民の理解を促進するよう、より工夫した取組を実施すること ・放射線副読本について、福島県内外を問わず広く授業での活用を促進を図るとともに、その活用状況についてフォローアップをしっかりと行うこと	・福島県産農産物等の流通実態調査の結果を踏まえ、流通段階ごとの取組姿勢に対する認識の齟齬を解消するとともに、ブランド力向上と国内外の販路拡大・開拓につながる対策を行うこと ・福島県産品の魅力、美味しさや安全が確保されていること等について強力に発信すること	・インフルエンサーを活用した東北の魅力発信等によって国内外からの誘客に向けた取組を進めること ・モニターツアーへの参加者の拡大を図りつつ、「ホープツーリズム」を推進すること
主な関連事業	○ 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策 海外の注目が集まる中、国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、効果的な情報発信を強化。また、福島県内の自治体が行う風評払拭に向けた取組を支援。(復興庁、R3決定額:20億円) ○ 放射線副読本の普及 全国の小中高等学校等に放射線副読本を普及(文部科学省、R3決定額:0.5億円) ○ 学校教育における放射線に関する教育の支援 出前授業や教師等への研修を引き続き実施(文部科学省、R3決定額:0.3億円【一般会計】) ○ 地域の魅力等発信基盤整備事業 交流人口拡大や風評払拭等を図るため、民間団体等が実施する福島県の伝統・魅力・復興状況等に関する発信等の取組を支援及び有効なコンテンツによる情報発信を実施。(経済産業省、R3決定額:2.3億円)	○ 福島県農林水産業再生総合事業 福島県の農林水産業の再生に向けて、GAP認証の取得、海外を含む農林水産物の販路拡大と需要の喚起、高付加価値化によるブランド力の向上等、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援(農林水産省、R3決定額:47億円) ○ 食品安全に関するリスクコミュニケーションや情報発信の強化事業 放射性物質を中心とし、食の安全に関する正確な情報について効果的かつ分かりやすく意見交換を実施(消費者庁、R3決定額:0.4億円の内数【一般会計】)	○ 福島県における観光復興関連支援事業 国内外から福島県へ誘客を図るため、同県が実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化、観光復興促進のための調査を支援。(国土交通省、R3決定額:3億円) ○ 地域の魅力等発信基盤整備事業【再掲】

国際教育研究拠点基本構想策定等事業費（復興庁国際教育研究拠点・地方創生班）

令和3年度概算決定額 **2.0億円**【復興】
(新規)

事業概要・目的

- 国際教育研究拠点は、令和2年6月に「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」最終とりまとめがなされ、7月の「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「令和3年度以降の復興の取組について」において、年内を目途に政府成案を得ることとされた。政府成案の内容を踏まえ、研究分野や組織運営のあり方、施設整備の内容、まちづくり等について、更に詳細な検討を行い、国内外から注目される拠点の実現に向け、全体像となる**基本構想**を策定する。
- また、国際教育研究拠点を推進するに当たっては、拠点自体の構築に加えて、経済界や自治体、大学や他の既存研究機関、地元の関係者等が協力・連携する体制の構築が重要である。このため、拠点に関する積極的な情報発信を通じて、これらの主体による参画、協力、支援等を促すとともに、民間組織が地元企業と教育研究機関・地方自治体とを調整する米国ハンフォード地域を参考に、地元の関係者等の協力・連携体制を構築する観点から、研究分野、産学官連携等のテーマを設定して、複数回のシンポジウムを実施する。

事業イメージ・具体例

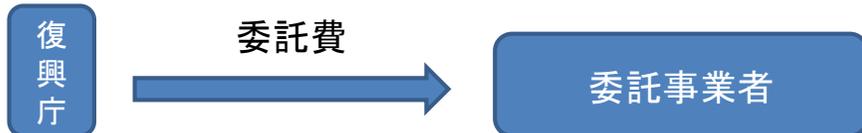
(基本構想項目例)

- ・機能 研究機能（研究分野・内容、研究に必要な環境整備等）
産学官連携機能（大学や既存研究機関、地元企業との連携、ベンチャー支援等）
教育機能（連携大学院制度のあり方等）
- ・運営 理事会（ガバナンスのあり方等）
運営手法（年次運営計画策定等）
- ・施設構成と規模 基本的な考え方（用途、面積、設備等）
整備スケジュール（必要工程）
施設整備費用（運営費等）
施設のイメージ図
- ・立地等 立地場所・まちづくり 等

(シンポジウム内容例)

- ・本拠点の意義、海外研究機関による取組、経済界が本拠点に期待するイノベーション等の役割、地元の関係者等の協力・連携体制の構築等にかかるプレゼン、パネルディスカッション等

資金の流れ



期待される効果

- 今後、基本構想に基づき設計、工事等を進めることにより、本拠点の早期実現を目指す。
- シンポジウムの開催を通じて、地元をはじめ関係者間の本拠点に対する協力・連携体制の構築を促進する。

<対策のポイント>

被災12市町村の営農再開の加速化に向け、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な取組を支援。

<政策目標>

被災12市町村において、令和12年度までに加工品を含め80億円を産出する産地の創出に向け、令和7年度までに産出額の3割を達成する。

<事業の内容>

被災12市町村では、原子力発電所事故から9年以上を経てもなお営農再開率が事故前の約3割にとどまっています。営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の再開意欲を高めていくためには、生産すれば売れる環境の形成が不可欠となっています。このため、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な以下の取組を支援します。

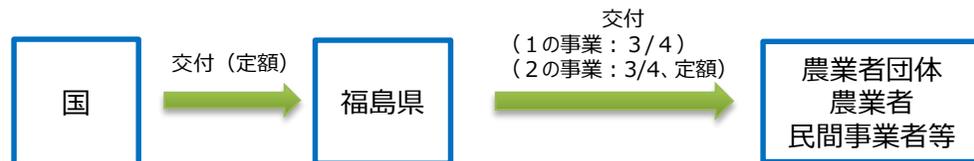
1. 整備事業

高付加価値産地の拠点となる**集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設**等を支援します。

2. 推進事業

高付加価値産地の展開に必要な、**機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入**等に向けた調査・検証、**出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築**に向けた調査・検証、**福島県産牛の一貫体制の構築**に向けた**耕畜連携の推進、コントラクターの育成**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

福島県営農再開支援事業等による再開準備

広域的な高付加価値産地の展開による営農再開の加速化

